

神像 説明資料

- 1 名 称 神像 附神像3軀
- 2 員 数 11軀
- 3 所在の場所 鳥取県米子市東八幡
- 4 所 有 者 宗教法人 八幡神社
- 5 種 別 保護文化財 絵画、彫刻の部
- 6 基 準 1 各時代の遺品のうち製作優秀で我が県の文化史上貴重なもの
2 我が県の絵画・彫刻史上特に意義のある資料となるもの
- 7 説 明

(1) 作品について

①概要

〔その1〕女神坐像

像高 51.9 cm 一木造 彩色 平安時代 (10世紀末から11世紀前半頃)

〔その2〕僧形神坐像

像高 60.0 cm 一木造 彩色 平安時代 (10世紀末から11世紀初頭頃)

〔その3〕女神坐像

像高 50.4 cm 一木造 彩色 平安時代 (10世紀末から11世紀初頭頃)

〔その4〕女神坐像

像高 32.2 cm 一木造 彩色 平安時代 (11世紀頃)

〔その5〕女神坐像

像高 34.0 cm 一木造 彩色 平安時代 (11世紀頃)

〔その6〕僧形神坐像

像高 34.6 cm 一木造 彩色 平安時代 (11世紀後半から12世紀頃)

〔その7〕女神坐像

像高 30.1 cm 一木造 彩色 平安時代 (11世紀後半から12世紀頃)

〔その8〕男神坐像

像高 26.5 cm 一木造 彩色 平安時代 (11世紀後半から12世紀頃)

〔その9〕男神坐像

像高 29.5 cm 一木造 彩色 平安時代 (11世紀後半から12世紀頃)

〔その10〕男神坐像

像高 32.5 cm 一木造 彩色 平安時代 (11世紀後半から12世紀頃)

〔その11〕女神坐像

像高 19.6 cm 一木造 彩色 平安時代末から鎌倉時代初頭 (12世紀末から13世紀前半頃)

〔附1〕男神坐像

像高 20.0 cm 一木造 平安時代 (11世紀後半から12世紀頃)

〔附2〕男神立像

像高 54.9 cm 一木造 素地 室町時代～江戸時代 (16世紀から19世紀頃)

〔附3〕女神坐像

総高 47.0 cm 一木造 素地 室町時代～江戸時代 (16世紀から19世紀頃)

②詳細

【形状】

〔その1〕女神坐像

頭頂に大ぶりの髻を結び、髻の正面に半円形の髪飾りをあらわす。頭髪を両肩前にたわませる。大袖衣を着し、鱗袖をあらわす。ガイ襦袢を着し、腰帯を締め、両肩に領巾を懸ける。顔を正面に向ける。左手は屈臂して腹前に構え、右手は右膝頭に構える。左足は膝を外に倒し、右膝を立てて坐す。

〔その2〕僧形神坐像

円頂。垂領の衣を右衽に着し、袈裟を偏袒右肩に着す。顔を正面に向けて坐す。両手ともに屈臂し、左手は左脇腹、右手は胸下の高さに構える。

〔その3〕女神坐像

頭頂に髻を結び、髻の正面に波状の輪郭をもつ半円形の髪飾りをあらわす。頭髪を両肩前にたわませる。大袖衣を着し、鱗袖をあらわす。ガイ襦袢を着し、腰帯を締め、両肩に領巾を懸ける。顔を正面に向ける。左手は屈臂して左膝上に構え、右手は垂下して右膝上に構える。左膝を立て、右足は膝を外に倒して坐す。

〔その4〕女神坐像

頭頂に髻を結び、髻の正面は半円形の平面として髪飾りをあらわす。髪際正中に髪分け目を山形にあらわし、頭髪を側面から背面肩下がりにつまませる。大袖衣を着し、鱗袖をあらわし、ガイ襦袢を着す。顔を正面に向けて坐す。左手は屈臂して左胸下に構え、右手は垂下して右膝上に置く。

〔その5〕女神坐像

大略は〔その4〕に同じ。ただし左手は垂下して左膝上に置き、右手は屈臂して右胸外に構える。

〔その6〕僧形神坐像

円頂。胸前を大きく寛げた垂領の衣を着し、顔を正面に向け、胸前で拱手して坐す。

〔その7〕女神坐像

頭頂に髻を結び、正中で左右に髪を振り分けて両肩に垂らす。大袖衣を着し、鱗袖をあらわし、ガイ襦袢を着す。顔を正面に向け、腹前で拱手して坐す。

〔その8〕男神坐像

壮年相。幞頭冠を被り、眉根を寄せ、目尻をつりあげる。口髭、顎鬚を描きあらわす。盤領の袍を右衽に着し、袴を穿く。顔を正面に向けて坐す。胸前で両手首先をのぞかせて拱手し、笏を執る。

〔その9〕男神坐像

壮年相。冠を被り、眉根を寄せ、瞋目する。盤領の闕腋の袍を右衽に着す。顔を正面に向けて坐す。両手は胸前で拱手し、笏を執る。

〔その10〕男神坐像

立烏帽子をかぶり、狩衣を着す。顔を左に向けて坐す。左手は垂下して左膝上におき、右手は屈臂して右胸外に構える。

〔その11〕女神坐像

頭頂に髻を結び、肩口まで髪をたわませる。両耳前の地髪部のみ、まばら彫りとする。大袖衣を着し、鱗袖をあらわし、ガイ襦袢を着す。両手は胸前で拱手する。顔を正面に向けて坐す。

【附1】男神坐像

冠を被り、盤領の袍を着す。腹前で拱手し、正面を向いて坐す。

【附2】男神立像

折烏帽子をかぶり、両手を屈臂して胸前にて掌を正面に向け五指を伸ばす。正面を向いて立つ。

【附3】女神坐像

左右を角状に立てた被り物をかぶるか。髪際はまばら彫り。両手は腹前にて掌を仰向けて組むか。五角形の台座上に坐す。

【法量（単位：cm）】

別表のとおり

【品質構造】

〔その1〕女神坐像

広葉樹材（ムクノキ）。木心は像底中央から頭部髻の右外に抜ける。内割りなし。両手首先は別材製とし、丸雇柄にて留める。

頭髪部は、暗褐色の上に黒線で文様を描く。肉身色は不明。目は白色顔料を塗り、目の輪郭と黒目を黒で描く。大袖衣は、表面が赤褐色で裏面は緑青。鱗袖は緑青。領巾は緑青で文様を黒で線描する。脚部を覆う衣は褐色で、脛あたりで緑青を衣縁と並行に塗る。

〔その2〕僧形神坐像

広葉樹材（ムクノキ）。木心は正面中央やや右寄り前方をわずかに外す。内割りなし。両手首先は別材製差込。

肉身部は白。垂領の衣は白か。袈裟は田相部が赤で、条葉部は緑青地に纏綯彩色の宝相華文を描き、輪郭を黒で括る。これらの下層には、垂領の衣では赤褐色、袈裟では緑青の彩色が確認される。現行の彩色は、これらの下層彩色を淡黄色の顔料で塗りつぶし、さらに白色下地を設けた上に施される。

〔その3〕女神坐像

大略は〔その2〕に同じ。

木心は正面中央やや左寄り前方をわずかに外す。

頭髪部は暗緑色地で、暖色系の纏綯彩色を施し輪郭を墨線で括る珠飾りを描く。肉身部は白。胸部および脚部は赤、腰部は白地に纏綯彩色を施した宝相華文を描き、輪郭を黒で括る。これらの下層には、大袖部および脚部に赤褐色、鱗袖と領布に緑青の彩色が確認される。

〔その4〕女神坐像

広葉樹材。木心は像底中央を含む。内割りなし。左手先のみ別材製。

頭髪部は黒。髻前の平坦部は赤。肉身部は白。首元に彫出された襟の内側に緑青の內衣を描き、黒の輪郭線で括る。大袖衣は赤で、袖口は白と緑青の村濃地カに襷を黒で線描する。ガイ襦袢衣は白地に黒で花文を描き、襟際には白と緑青の村濃地カに黒で襷を描く。鱗袖は緑青地。

〔その5〕女神坐像

大略は〔その4〕に同じ。

鱗袖は白ないしは緑青地に、花文と襷を黒で線描する。

〔その6〕僧形神坐像

針葉樹材。木心は右後方に外す。内割りなし。

肉身色は不明。着衣は総じて赤褐色で、輪郭や襷を黒で線描する。

〔その7〕女神坐像

針葉樹材。木心は左斜め前方に外す。内割りなし。

頭髪は黒。肉身色は不明。眉、目の輪郭、黒目は黒。唇は赤。大袖衣は褐色で、黒で襷を線描する。鱗袖は白で、襷を黒で線描する。ガイ襦袢衣の襟際の部分は地色不明で黒で文様を描く。

〔その8〕男神坐像

針葉樹材。木心は右後方に外す。内割りなし。正中冠下縁に錐点が確認される。

冠および頭髪は黒。肉身色は白。眉、目の輪郭、黒目、口髭、顎髭は黒。唇は赤。袍は緑で、襟回りと袖口および打合わせの布端は赤。袴は黒地に白の丸文。

〔その9〕男神坐像

材は不詳。木心は正面やや右寄りの遠方に外す。内割りなし。

冠は黒。肉身色は白か。袍は黒で袖の内側は赤。

〔その10〕男神坐像

針葉樹材。木心は正面やや右寄りに外す。像底中央に釘が残る。

下地とみられる白色顔料が残るが、彩色の詳細は不明。

〔その11〕女神坐像

針葉樹材。木心は正面遠方に外す。内割りなし。

頭髪は黒。肉身色は白か。內衣は緑青。大袖衣は赤褐色。ガイ襦袢衣の襟際は赤か。袴は白地に筋状の黒線をひくか。

〔附1〕男神坐像

針葉樹材。木心は正面遠方に外す。

〔附2〕男神立像

広葉樹材。木心は背面中央にわずかに外す。烏帽子は黒。黒で顎鬚を描く。

〔附3〕女神坐像

大略は〔附2〕に同じ。台座も共木。頭髮および被り物は黒。両手先が接する部分に縦に墨線を引く。背面に墨書がある（いろは歌か）。

【保存状態】

〔その1〕女神坐像

像正面右寄りに大きな干割れが走る。

亡失：両手先

後補：目の彩色。

〔その2〕僧形神坐像

亡失：両手首先

後補：彩色

〔その3〕女神坐像

亡失：両手首先

後補：彩色

〔その4〕女神坐像

地付き回りを中心に虫・朽損が進行する。

亡失：左手先

〔その5〕女神坐像

地付き回りを中心に虫・朽損が進行する。

亡失：右手先

〔その6〕僧形神坐像

地付き回りを中心に虫・朽損が進行する。

〔その7〕女神坐像

地付き回りを中心に虫・朽損が進行し、左膝部を欠損する。

〔その8〕男神坐像

左肩下がりから下の左体側にかけて虫損が進行し、大きく材が失われる。

〔その9〕男神坐像

地付き全面に虫損が進行する。

〔その10〕男神坐像

全身に虫損が散見し、とくに左面部、右手先から右膝頭、左袖先、背面地付を損傷する。

〔その11〕女神坐像

面部が磨滅し、右胸から右上膊部、背面の左腋から下半身にかけて虫損が進行する。

〔附1〕男神坐像

全身に虫・朽損が著しく進行し、大きく像容を損ねる。

〔附2〕男神立像

概して良好。

〔附3〕女神坐像

地付き左後方を中心に若干の虫損が認められるが、概して良好。

【伝来】

本殿内に、平安時代後期から江戸時代に至る仏像やその残欠、狛犬とともに伝存する。ただし各像の来歴や尊名について伝えるところはない。

八幡神社は現在、菅田別命を主祭神とし、足仲彦尊、息長足姫命、物部大連神、素盞鳴命、高良命の五

柱の神を祀る。社伝には、養老4年(720)に創建され、源頼朝によって再建されたという。先行研究によると、現存する諸資料より、遅くとも鎌倉時代初期には成立していたことが確認できる。中世には「相見八幡」「相見庄八幡宮」(相見家文書)などと称し、紀氏に連なるとされた巨勢氏、相見氏によってつかさどられた。

社地は、古くは現在地からみて南方の長者原(伯耆町坂長付近)にあったと伝える。天文19年(1550)に日野川の大洪水によって大きな被害をうけ、天正17年(1589)までに現在地に移転した。同年には吉川氏が神主相見左京亮盛宗を追放し、京都より内藤綱宗を呼び寄せた。以後は現在に至るまで内藤家が勤仕している。

近世には鳥取藩主祈願所となり藩内第3位の社領を与えられるなど、鳥取藩の庇護をうけた。明治初年には境内社物部大連神を、大正6年(1917)には福市の西千田神社・武内神社・東堀神社、水浜の水浜神社を合祀している。

(2) 考察

・[その1]～[その3]の像について

3軀ともに奥行きが深く量感のある表現をみせており、いずれも作風からは10世紀末から11世紀前半頃の時代相に属すと判断される。この3軀が一連の神像群中でも重要な位置を占めることは、大きさや造像年代の古さから間違いない。

3軀の用材は共通する。目視観察によると広葉樹で木目幅が広く、ヒノキなどと比べるとやや密度が高い。先行研究に、[その1][その3]の樹種はムクノキ、伐採年は[その1]で862～973年、[その3]で860-973年とのデータが報告されている(浅川ほか2015a)。この伐採年のデータは、作風が示す年代観とも矛盾しない。しかし詳細にみるとこの3軀は、作風と構造の両面から[その1]と、[その2][その3]の2群に分けられる。

[その2][その3]は半裁した丸太の木裏を正面とし、木心は[その2]では正中の右に、[その3]では左に、いずれもわずかに外す。両像の木目の調子は近似し、連続性があるように見うけられることから、同一の丸太を半裁して造像された可能性が高い。両手首を差込みとする構造や、後世の厚手の塗り直しを含む彩色の様子も共通しており、両像は当初からの一具と判断される。

一方[その1]は、木心を中央に含み両手首先を丸雇柄で留める構造、薄塗りの彩色、[その2][その3]以上に太造りで彫りが深いことや袖を後方に靡かせる動勢表現などにおいて、明らかに異質である。これらの特徴は、造形編年の観点からは[その2][その3]より古様であると位置づけられる。しかし実際には、造像時期の違いによるのか、あるいは作者系統を異にするために生じた差であるのかなど、解釈の余地が残る。

八幡神は、しばしば僧形神1柱と女神2柱からなる三神としてあらわされてきた。[その1][その2][その3]は、ムクノキというあまり一般的ではない樹種の利用において共通し、大きさも比較的近い。また[その1]と[その3]には襟際の形状などに類似がみられ、一方が他方を参照して造られた可能性も否定できない。さらに[その2][その3]の彩色下層の色味は目視の限り[その1]に近い。これらの状況から、少なくともいずれかの時期にこの3軀が一具の八幡三神として安置されていた可能性は充分にある。しかし先述の通り造形的に[その1]のみ異質であることは無視できず、また[その2][その3]の2軀に類似する補彩があることから、[その1]と[その2][その3]とは別に安置されていたと推測される。

・[その4][その5]の像について

頭体共に丸みを帯びた穏やかな作風から11世紀頃の作と考えられる。大きさや作風に加え、樹種や、木心を像底中央に含む構造もよく共通する。両像の木目の調子が似ていることから、同一の木に由来する材を利用した可能性がある。ただし用材の樹種は[その1]～[その3]とは異なる。

両像の手勢がほぼ左右対象をなすこと、女神像の2軀一対は一般的でないことを勘案すると、これらは中央に僧形神を挟んだ八幡三神の女神像2軀であった可能性がある。

・[その6][その7]の像について

太さを保ちつつも抑揚を減じ、頭部がやや前に出た体つきなどから、11世紀後半から12世紀頃の作と考えられる。彫刻、彩色両面での表現の共通から一具と判断され、八幡三神の女神1軀を失ったものである可能性がある。

・その他の像について

〔その8〕〔その9〕はいずれも束帯姿の男神像である。冠の形状や、頭部を前方に突き出すような姿勢は、両者が比較的近い時代相に属することを示す。11世紀後半から12世紀の作であろう。しかし総じて〔その8〕は体幹部の厚みが一定で、脚部が明瞭にあらわされるのに対し、〔その9〕は撫で肩で胸が薄く、胸から脚部まで連続的な傾斜であらわされ脚部が明瞭でない。また冠は〔その8〕が幞頭冠であるのに対し、〔その9〕は巾子冠である。巾子の形状は〔その8〕は輪郭が直線的で、〔その9〕は柔らかく舌状に近く、形式的には〔その8〕がやや古様といえる。

〔その10〕は、立烏帽子に狩衣を着し顔を左に向ける男神像であり、主神に付き従う随神であろう。面部の彫りは浅いながらも抑揚があり、体つきにも破綻がない。11世紀後半から12世紀頃の作であろう。

〔その11〕の女神像は、均整のとれた体軀やまとまりの良い造形から、12世紀末から13世紀前半頃の作とみなされる。

・附とした像について

本殿には、ここに挙げた神像に加え仏像、面、狛犬などがあわせて伝来する。合祀などにより移入した像が含まれる可能性もあるが、そういったことも含めて一つのまとまりをなす神像群として伝来することをも評価する観点から、一連の彫像のうち明らかに神像であると判断される像を指定候補の対象範囲とした。これに伴い、破損状況が著しいものや制作時期が降るものは附として加えた。

〔附1〕は、虫・朽損が著しく面相などを全く見て取ることができないが、側面観にみる厚みのある体軀やゆったりと構えた姿勢から、平安期に遡る本格的な男神像であったことが明らかである。

〔附2〕〔附3〕は素朴な造形をみせる俗形の男女神像一対である。ひとつの丸太を半裁し、木表を正面として造像される。俗形の男女一対の構成は八幡神との直接的な関連を見出し難く、合祀などにより移入してきた可能性が高い。制作時期は16世紀後半頃かと推測されるが、本像のような素朴なつくりの像に通常の造形編年を適用することは困難であり、江戸時代まで降る可能性も視野に入れておきたい。

(3) 評価

本資料は、旧伯耆国相見郡において古くから重要な立場にあった八幡神社に伝わる神像群である。同一地域の各年代の神像がまとまって伝来する神像群として、美術研究はもちろん、地域の信仰や歴史を考える上でも非常に貴重な存在である。

とりわけ本神像群の中核をなすとみられる〔その1〕～〔その3〕は、制作年代が平安時代半ばの10世紀末から11世紀前半頃に遡る。現時点で県内に知られる神像のなかで最古に属すのみならず、全国的にみても平安時代半ばに遡る神像の作例は希少である。

以上より、鳥取県指定文化財に指定し保護するに相応しい価値を有するものと判断される。

(参考文献)

- ・長谷洋一編『米子八幡神社の神像』米子八幡神社、2016年
(<https://www.yonago-hachiman.com/%E5%A5%B3%E7%A5%9E-%E7%A5%9E%E5%83%8F%E7%BE%A4%E3%81%A8%E8%A7%A3%E8%AA%AC-%E5%A0%B1%E5%91%8A/>)
- ・浅川滋男・原島 修編「近世木造建造物の科学的年代測定に関する基礎的研究」『ASALAB 報告書』第29集、鳥取環境大学保存修復スタジオ、2015年(a)
- ・原島修・中島俊博・浅川滋男「米子八幡神社の棟札と本殿・拝殿の建築年代」『鳥取環境大学紀要』第13号、2015年(b)

八幡神社神像 法量一覧 (単位：cm)

別表

	[その1]	[その2]	[その3]	[その4]	[その5]	[その6]	[その7]	[その8]	[その9]	[その10]	[その11]	[附1]	[附2]	[附3]
	女神坐像	僧形神坐像	女神坐像	女神坐像	女神坐像	僧形神坐像	女神坐像	男神坐像	男神坐像	男神坐像	女神坐像	男神坐像	男神立像	女神坐像
総高	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
像高	51.9	60	50.4	32.2	34	34.6	30.1	26.5	29.5	32.5	19.6	20	54.9	35.5
髪際高 (冠下高) ※1	42.5	—	42	26.3	28	—	25.3	19.7	22.6	24.5	16.7	—	48.1	31
頂-顎	18.2	18.3	17.3	13.6	13.4	—	11.7	12.2	20.7	14.7	—	—	16.1	—
面長	7.8	—	8.3	6.7	6.6	—	5.7	4.4	3.9	5	4.2	—	9.4	—
面幅	8.7	11.7	7.7	7.4	7.5	7.2	5.9	4.3	4.4	6.1	3.9	—	7.1	6.8
耳張 (頭部幅) ※2	13.9	17.2	12.8	9.4	9.8	9.6	8.3	5.3	5.1	7	5.2	—	9.1	9.6
面奥	13.3	17.7	14	10	9.5	10.2	9	6.2	5.7	7.2	5.5	—	9	9.1
胸奥 (中央)	13.2	14.8	12.6	9	8.8	9.8	8.4	5.5	5.2	6.7	5.5	—	6.8	5.6
腹奥	14.2	16.3	14	10.4	11.1	12.6 (拱手する手の上)	10.5 (袖を含む)	7.2	6.4	7.5	7.3 (拱手する手の上)	—	7.8	—
肘張	29.5	32.3	29.5	19.3	18.5	21.3	15.8	12	13.3	20	12.6	—	17.7	18.6
最大幅	34 (地付幅)	35.8 (両袖外側)	36.7 (左地付～右袖)	24.2 (地付幅)	23 (地付幅)	21.3 (肘張)	16.7 (襟袖)	13.2 (地付幅)	25.7 (膝張)	30.8 (膝張親状)	14.6 (膝張)	23.3	19.4 (裾張)	20.0 (台座幅)
最大奥	22.2 (地付奥)	20.9 (膝～背面肩下がり)	20 (袖前面～背面地付)	16.5 (地付奥)	13.7 (地付奥)	13.2 (坐奥)	11.4 (地付奥)	—	9.2 (坐奥)	9.0 (坐奥)	7.4	8.4	10.5 (地付奥)	11.0 (台座奥)
台座高	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	20

※1 冠下に髪際があらわされていない場合は冠下高

※2 耳があらわされていない場合は頭部幅